

# 九、船 舶

ここに船舶とは艦艇を除いたすべての船舶を指し、運輸省、内務省、逓信省が夫々所管のものにつき調査を擔當した。

## 1. 運輸省關係（運輸省大臣官房企畫課）

### (一) 海運總局關係（運輸省海運總局總務室調）

(1) 汽船の被害額は「喪失噸數」（船舶監理課調）に終戦時「一噸當り平均單價」を乗じて求めた。尙「一噸當り平均單價」は噸數別により左の如く分たる。

一〇〇〇噸未滿型	一、五三〇圓
一〇〇〇—三〇〇〇噸型	一、〇〇〇圓
三〇〇〇噸以上型	五、一〇〇圓

(2) 機帆船の被害額は同じく「喪失噸數」に終戦時現在の「一〇〇〇噸型木造船平均價格」一、七〇〇圓を乗じて算出した。

(3) 木船及鋼船、動力船及無動力船の被害額は終戦時平均單價二、〇〇〇圓を乗じて算出した。

(4) 港灣關係船舶の被害額は終戦時「一隻當り平均單價」に「被害數量」を乗じて求めた。

「一隻當り平均單價」は左の通りである。

イ 淺 深 船	官 有 (圓)	公 有 (圓)
ロ 起 重 機 船	二五〇,〇〇〇	九七,五〇〇
ハ 工 事 用 船	八三,二〇〇	七三,一〇〇
	二二,八〇〇	四〇,一〇〇

(5) この他のものについては地方に照會して得た數量、被害額（終戦時價額）を直接計上した。

區 分	官 有		公 有		私 有		合 計	
	數 量 (隻)	被 害 額 (千圓)	數 量 (隻)	被 害 額 (千圓)	數 量 (隻)	被 害 額 (千圓)	數 量 (隻)	被 害 額 (千圓)
汽 船					三,一〇七	五,四四一,一〇〇	三,一〇七	五,四四一,一〇〇
一〇〇〇噸未滿型					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
一〇〇〇—三〇〇〇噸型					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
三〇〇〇噸以上型					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
機 帆 船					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
救 命 船					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
水 先 案 内 船					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
サ ル ベー ジ					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
解 喪					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
要 修 喪 失					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
曳 船 喪 失					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
要 修 喪 失					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇
喪 失					一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇	一,一〇八	一,〇三三,〇〇〇

要修理	漁船	造船所内船舶	同 木造漁船	木造その他船舶	官廳船舶	燒失	破損	(以上小計)	港灣關係船舶	浚 漕 船	起重機船	工事用船	(小計)	不登錄船	小 船	特殊船	總計
						三〇八	三二	三三三		五	三	九	七	六	〇	二	四六
						七、三五七	六	七、二二六		一、五〇〇	一、五〇〇	一、〇一一	二、五二二	一六	八	一	一〇、〇一八
								一九		六	二	五	三	三			九
								一、〇九		五、五	一、四	二、三二	二、四二	一四			五、七四
									一四、一五〇								一四、六八
								六、四二、六〇									六、四九、〇天
																	一五、三三
								六、四元、九八									六、四四、〇〇
																	八〇八
																	一〇、〇三

⊕ 官有は和田岬燈臺見張用船舶(五、八〇六トン)  
私有は廣島の機帆船、山口の沈船の合計である。

(二) 鐵道總局關係(運輸省鐵道總局調)

臺帳價格に基き物價指數により終戦時價格に換算し更に經年數による償却額を差引いて合計二三隻、七三、二八七千圓を得た。

(三) 氣象臺關係(中央氣象臺調)

臺帳價格を基準として終戦時價格を算定し二隻、二四千圓を得た。

2. 内務省關係(内務省國土局河川課調)

河川工事用船舶の被害隻數、被害額(終戦時價格)を各都道府縣及地方出張所に照會しこれを合計して求めた。

區 分	被害隻數(隻)	被害額(千圓)
官有	五	一三、六九一
公有		一三、六九八
計	一四七	二七、三八九

3. 逓信省關係（逓信省總務局總務課）  
帳簿價格を基礎として減耗を斟酌し物價指數により算出す。

區分	官		私		合計(千圓)
	數量	被害額(千圓)	數量	被害額(千圓)	
ケーブル船	四隻	九,三九七	一隻	四〇〇	九,七九七

⊕ 國際電氣通信所有のもの。

4. 農林省關係（農林省統計調査局總務課）  
臺帳價格により評價し二三隻、二、四九七千圓を得た。  
以上船舶の被害總額は左の如くである。

區分	官		公		私		合計	
	數量(隻)	被害額(千圓)	數量(隻)	被害額(千圓)	數量(隻)	被害額(千圓)	數量(隻)	被害額(千圓)
運輸省	四七	八三,四〇〇	九	五,七四三	一四,七六八	六,四四九,〇〇	一五,三三六	六,五六一,二二
内務省	五	七	一	三,六九二	一	—	一五	三,六九二
逓信省	四	九,三七七	—	—	—	—	五	九,三七七
農林省	三	二,四七	—	—	—	—	三	二,四七七
合計	五〇三	九五,一四二	二四	一九,四三六	一四,七六九	六,四四九,四〇	一五,五八八	六,五五四,一〇三

### 一〇、電氣及瓦斯供給設備

「一般」と「その他」に分け前者は損害保険中央會が、後者は夫々關係官廳が調査に當つた。

1. 一般電氣及瓦斯供給設備（損害保険中央會調）

損害保険中央會より戰爭保險金を支拂つた品目につきその被害額を各損害保險會社に照會しこれにより得た數字を合計して被害總額を算出した。尙この基礎となつた戰爭保險の見積保險價額の基準は「工業用機械器具」の項の「一般」の場合と同様である。  
内譯は左の如くである。

電氣供給設備	六〇三,六三九(千圓)
瓦斯供給設備	二二六,六七六
合計	八三〇,三一五

2. その他の電氣供給設備

(一) 運輸省關係（運輸省大臣官房企畫課）  
(1) 國鐵關係（運輸省鐵道總局調）

臺帳價額に物價指數を乘じて終戦時價額を算出した。

區分	數量	被害額(千圓)	被害率(%)
發電區設備	一ヶ所	一〇,四〇〇	三三
變電區	一八	五一五	二七
配電室	三六	三,五三九	一三

饋電室	三	一〇〇	一八
送電線	四〇杆	五八五	一一
電車線	三八	一一一六	一二
饋電線	四一	四一〇	一
高壓低壓配電線	一、一四九	一三、二三四	四
電力機器	二七、九三二個	六、三六三	〇
電燈	八一、七〇五	七、〇〇三	九
計	一	五三、二六五	一

(2) 私鐵關係(運輸省陸運監理局調)  
種類別の數量を終戦時適正價格により評價し被害總額 一四、三〇三千圓を得た。被害數量の内譯は左の通りである。

種類別	被害數量	備考
變電所關係	五〇ヶ所	
廻轉變流機	三四臺	容量二、〇五〇kw
鐵構水銀整流器	一一	一一、八〇〇
硝子水銀整流器	二六	四、八六〇
電動發電機	五	一、一〇〇
縱紋變流機	三	一、〇〇〇

電路關係	被害額
送電線	一〇一、八九五杆
電車線	一、三三四、五七九
配電線	六三八、九八七
柱上變壓器	一、〇三六、〇二五
電動機器	三八一臺
被害額	一四、三〇三千圓

本項の總計は左の如くである。

區分	被害額(千圓)		合計
	官有	私有	
一般電氣供給設備	—	六〇三、六三九	六〇三、六三九
一般瓦斯供給設備	—	二二六、六七六	二二六、六七六
國鐵電氣供給設備	五三、二六五	—	五三、二六五
私鐵電氣供給設備	—	一四、三〇三	一四、三〇三
計	五三、二六五	八四四、六一八	八九七、八八三

一一、電信電話及放送設備

1. 遞信、内務、運輸の三省に於て夫々所管のものにつき調査を擔當しその結果を累計して被害總額を求めた。

(一) 遞信省關係(遞信省總務局總務課)

(1) 官有——創設費から減價償却を行ひ之を物價指數により昭和二〇年八月の價格に換算した。

區分	數量	單位	被害額(千圓)
架空裸線(延長)	二、〇六一	杆	四〇二
ケーブル(延長)	一五	座	二五五
電柱	一、〇四八	座	七〇
音響單信	七〇五	座	二六七
印刷電機	一五一	組	二四五
自動電機	五二	組	一、一七二
送信設備	四	組	七八五
受信設備	四六	組	二、〇七六
空中線設備	五六	組	七八六
計	八六	計	七五二
			六、八一〇

(2) 私有——適正價格を想定算出す。尙民間に於ける電信電話の區別並びに設備の内譯を示すのは困難である爲

一括したものをここに示す。

イ、日本電話設備株式會社 七四八千圓

ロ、國際電氣通信 " 一四九 "

ハ、日本電信電話工事 " 三三三 "

計 一、二二九 "

(二) 電話設備

官有——創設費から減價償却を行ひ之を物價指數により昭和二〇年八月の價格に換算した。

區分	數量	單位	被害額(千圓)
架空裸線(延長)	三二、一三三	杆	三、〇六七
ケーブル(延長)	一〇、〇〇〇	杆	一、一〇〇
電柱	六、四九五	座	三五、四二〇
自動交換機	二二、二一八	局	一、一二七
共電式交換機	八	局	二、八六五
磁石式交換機	一一	局	一三、三二二
市外交換機	一〇	局	一、〇六四
加入者宅内装置	一、二八四	台	一一、二九五
公衆電話器	五三六、〇四四	台	五一、九四五
電話中繼所装置	二、五〇〇	台	一、八四〇
	一	局	三、六〇九

計	送信設備	二〇	組	八九〇
	受信設備	三三	〃	三二一
	空中線設備	五七	ケ	三三二
				一三九、一七七

一〇六

(三) 海底電線設備

(1) 官有——ケーブル船内装置三八千圓。(帳簿價格を基礎とし物價指數により二〇年八月價額を算出した。)

(2) 私有——日本海底電線株式會社關係四、七三四千圓。(二〇年八月適正價格により算定した。)

船舶無線設備

船舶無線電信電話株式會社(私有)關係一、八四三千圓。(二〇年八月適正價格により算定した。)

(五) 放送設備(日本放送協會)

終戦時の適正價格を想定しこれにより算出した。

區分	數	量	單位	被害額(千圓)
增幅器類		三六	臺	二〇
送信機部品	一六、四一六	ケ		一八八
各種部品		一		四五
研究所用品	三六	ケ		三七
其他				二一
計				三一一

以上各項目の合計は左の如くである。

區分	官有被害額(千圓)	私有被害額(千圓)	被害總額(千圓)
電信設備	六、八一〇	一、二二九	一四七、二二六
電話設備	一三九、一七七	四、七三四	五、一一五
海底電線設備	三八一	一、八四三	一、八四三
船舶無線設備		三一一	三一一
放送設備		八、一一七	一五四、四八五
計	一四六、三六八		

2. 内務省關係

「河川工事用無線電話機」及「警察電話」に分け調査した。

(一) 河川工事用無線電話機(内務省國土局河川課調)

終戦時現在適正價額によつてこれを求めた。

被害數量	一臺
被害額	一〇〇千圓

(二) 警察電話設備(内務省警保局通信課調)

「機器」「線路」別に被害數量並に被害額(終戦時價額)を各都道府縣に照會して得た數字を合計して求めた。

(1) 線路

「官有の線路」はこれを一回線(電線二本)、二回線(同四本)、三回線(同六本)に分け夫々の「且長」に「終戦時適正單價」を乗じた後これを合計して求めた。

「公有の線路」はこれを大線路（二〇條以上の裸線にケーブル二條以上の線路）、中線路（一〇乃至二〇條の裸線にケーブル一條の線路）、小線路（一〇條以下の裸線路）に分け夫々の「亘長」に「終戦時適正單價」を乗じた後これを合計して求めた。  
 尚「官有線路」とは内務省より各都道府縣警察部に通ずるものを云ひ「公有線路」とは各都道府縣警察部より警察署派出所に在所に通ずるものを云ふ。

(2) 機械器具  
 「被害數量」に「終戦時適正單價」を乗じて求めた。

區分	官有		公有		合計	
	數量	單價(千圓)	數量	單價(千圓)	數量	被害率(%)
三回線	三六杆	一四・五	三、三三	一、六四	三、三三	九
二回線	九杆	一八・八	一、六四	一、六四	一、六四	九
一回線	一七	三・三	三、三三	一、六四	三、三三	九
小線路			三、三三	一、六四	三、三三	九
中線路			一、六四	一、六四	一、六四	九
電話機類			一、六四	一、六四	一、六四	九
交換機類			一、六四	一、六四	一、六四	九
寫眞電送裝置			一、六四	一、六四	一、六四	九
中繼機裝置			一、六四	一、六四	一、六四	九
搬送電話裝置			一、六四	一、六四	一、六四	九
合計						

3. 運輸省關係（運輸省大臣官房企畫課選）

(一) 國鐵關係（運輸省鐵道總局調）

裏帳價額に物價指數を乗じて終戦時被害額を求めた。

區分	數量	被害額(千圓)	被害率(%)
交換機	一四〇組	二、五三一	一七
電信機	三三〇	七〇	二二
電氣時計	二、〇〇五個	一、七二一	一五
電線柱	二、八一五	三三八	一〇
電線	二、二六二本	三八五	一
裸線	一四、六三四杆	四、〇九八	三
ケープ	六、一七	三、六四〇	一四
搬送裝置	八〇組	二、一三四	二八
中繼裝置	一六	六〇八	四八
合計		一五、五二五	

(二) 私鐵關係（運輸省陸運監理局調）

種類別の被害數量を終戦時適正價格により評價し被害總額二、三六四千圓を得た。被害數量の内譯は左の通りである。

區分	被害數量
交換機	三九臺
電話機	三、〇八七個
通信線路架空線	二、七九二、九五七杆
ケーブル	二一五、八七二"
被害額	二、三六四千圓

本項の合計額は左の如くである。

區分	官有被害額 (千圓)	公有被害額 (千圓)	私有被害額 (千圓)	合計(千圓)
一般電信	六、八一〇		一、二二九	一四七、二一六
一般電話	一三九、一七七		四、七三四	五、一一五
海底電線	三八一		一、八四三	一、八四三
船舶無線			三一	三一
放送			一〇〇	一〇〇
河川工事用無線電話	一〇〇			一〇〇
警察電話	七、五三〇	六三、一〇九		七〇、六三九
鐵道電話	一五、五二五		二、三六四	一七、八八九
合計	一六九、五三三	六三、一〇九	一〇、四八一	二四三、一三三

### 二、水道設備

水道設備（戰災復興院計畫局土木課調）

公有、私有共上水道下水道に分け戰災各都市に照會して得た數字を合計してこれを求めた。

公有のものは上水道下水道共各都市に於て實地調査して得た昭和二〇年八月現在被害額の合計である。

私有給水設備の被害額は焼失給水栓數に二〇年八月現在單價を乗じてこれを求めた。尙地下埋設物の被害は二割と見込み一栓當平均五〇圓として算出した。

私有下水道の被害額は下水道のある家屋の焼失戸數（六〇〇、〇〇〇戸）に、昭和二〇年八月現在一戸當り價格（二〇〇圓）の約三分の一と見込んだ一戸當平均被害額三五圓を乗じて算出した。

區分	公有		私有		合計	
	件數(件)	被害額(千圓)	件數(件)	被害額(千圓)	件數(件)	被害額(千圓)
上水道	八〇	一、五〇〇	一〇	一八六	九〇	一、七五六
水源設備	五九六	一九、四〇一	一九	三五五	六一五	一九、七五六
送配水設備	二五	七、三三七	四	一一	二九	七、三八八
淨水設備	三〇	八、〇四〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
給水設備	一	一〇九、四〇二		三〇、五二二		一三九、九二四
小計						